

# 兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第16号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
訓 令	
○ 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（人事課）	7
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（同）	13
○ 職員服務規程等の一部を改正する訓令（同）	15
告 示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	16

## 公布された法令のあらまし

### ◎行政組織規則の一部を改正する規則（規則第21号）

令和5年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行う。

#### 1 行政組織規則の一部改正

##### (1) 本庁の局、室及び課の組織改正

###### ア 総務部

班の再編その他規定の整備を行う。

###### イ 企画部

(7) 企画部総合企画局を廃止し、同局総合政策課、広域調整課及び計画課を同部総合政策課、広域調整課及び計画課に再編するとともに、同部にSDGs推進課を設置する。

(4) 企画部万博推進室を同部万博推進局に再編する。

(7) 班の再編その他規定の整備を行う。

###### ウ 財務部

班の再編その他規定の整備を行う。

###### エ 県民生活部

(7) 県民生活部県民生活課を同部県民躍動課に、同部生活安全課を同部くらし安全課に再編するとともに、同部にスポーツ振興課を設置する。

(4) 県民生活部総務課に人権推進室を設置する。

(7) 班の再編その他規定の整備を行う。

###### オ 危機管理部

規定の整備を行う。

###### カ 保健医療部

(7) 保健医療部感染症等対策室ワクチン対策課を廃止する。

(4) その他規定の整備を行う。

###### キ 産業労働部

班の再編を行う。

###### ク 農林水産部

(7) 農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室及び同室全国豊かな海づくり大会企画課を廃止する。

(4) その他規定の整備を行う。

###### ケ 環境部

班の再編その他規定の整備を行う。

<p>コ 土木部 規定の整備を行う。</p> <p>サ まちづくり部 班の再編その他規定の整備を行う。</p> <p>シ 出納局 班の再編その他規定の整備を行う。</p> <p>(2) 附属機関の改正 規定の整備を行う。</p> <p>(3) 地方機関の組織改正 県民局又は県民センターの室又は事務所に置く課の再編を行う。</p> <p>(4) 職制の改正 ア 本庁の組織の長として設置する職のうち、万博推進室長及び全国豊かな海づくり大会推進室長を廃止する。 イ 本庁の組織に設置することがある職に副防災監等を追加するとともに、新県政推進室長等を廃止する。 ウ 県民局又は県民センターの組織に設置することがある職のうち、たんば暮らし参事をたんば共創参事に再編する。 エ その他規定の整備を行う。</p> <p>(5) 臨時に置く組織及び職の改正 規定の整備を行う。</p> <p>2 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正 企業庁及び病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。</p>
---

<b>規</b>	<b>則</b>
----------	----------

<p>行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月31日</p> <p style="text-align: right;">兵庫県知事 齋藤元彦</p> <p><b>兵庫県規則第21号</b></p> <p style="text-align: center;"><b>行政組織規則等の一部を改正する規則</b></p> <p>(行政組織規則の一部改正)</p> <p>第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。 目次中「第16条の6」を「第16条の7」に改める。 第5条の2第1項の表職員局の款人事課の項中「定員給与班」を「組織給与班」に改める。 第6条中第38号を第41号とし、第37号を第40号とし、第36号を第39号とし、第35号の次に次の3号を加える。 (36) 過疎地域の持続的発展の支援に関すること。 (37) 辺地に係る公共的施設の総合整備に関すること。 (38) 離島振興対策に関すること。 第9条第4号中「県行政組織」を「行政組織」に改め、同条中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。 (5) 行政組織の合理化に関すること。 第12条中「総合企画局、万博推進室」を「万博推進局」に改め、同条の表中</p>
--

総合企画局	総合政策課	政策班 SDG s 推進班
	広域調整課	地方分権班
	計画課	ビジョン班 エネルギー・水資源班 戦略推進第1班 戦略推進第2班 戦略推進第3班
地域振興課		地域交流班 地域再生班 地域資源班 兵庫津企画整備班 兵庫津展示班 公民連携班

を

総合政策課	政策班 エネルギー・水資源班
広域調整課	地方分権班
計画課	計画班 地域政策班 交流推進班
地域振興課	多自然地域づくり班 地域資源班 兵庫津ミュージアム学芸班
SDG s 推進課	SDG s 推進班 公民連携班 ベイエリア班

に改め、同表万博推進室の款中「万博推進室」を「万博推進局」に、「バイエリア班」を「フィールドパビリオン班」に改める。

第14条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第10号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (7) 水需給計画の策定及び調整並びに水利用の合理化に関すること。
- (8) エネルギー対策に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (9) エネルギー対策に関する行政の総合調整に関すること。

第14条の3中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号から第14号までを3号ずつ繰り上げ、第15号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (2) 地域間の交流及び連携に関すること。

第14条の3第16号を同条第14号とし、同条第17号を同条第15号とする。

第14条の4中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号中「地域再生大作戦」を「持続可能な多自然地域づくりプロジェクト」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第11号までを削り、第12号を第8号とし、第13号を第9号とし、第14号を削り、第15号を第10号とし、第16号を第11号とする。

第14条の5中「次に掲げる」を「大阪・関西万博の開催に伴う地域の活性化に関する」に改め、同条各号を削り、同条を第14条の6とし、第14条の4の次に次の1条を加える。

(SDG s 推進課の事務)

第14条の5 SDG s 推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 持続可能な開発目標に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 公民連携に関する企画及び総合調整に関すること。
- (3) 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備の総合的推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

第15条の4の表財政課の款中「資金財産班」を「資金財産班 自主財源班」に改め、同表県政改革課の款中「組織・事務改革班」を「業務改革班」に改める。

第15条の8中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条の表総務課の款中「経理班 人権推進班」を「経理班」に改め、同表県民生活課の款中「県民生活課」を「県民躍動課」に、「参画協働班」を「参画協働班 消費政策班」に改め、同表芸術文化課の款中「事業調整班」を「芸術文化振興班」に改め、同表生活安全課の款中「生活安全課」を「くらし安全課」に、「消費政策班 地域安全対策班」を「地域安全対策班」に改め、同表に次のように加える。

スポーツ振興課	企画調整班 競技・生涯スポーツ班 広域スポーツ班 マラソン班
---------	--------------------------------

第16条に次の1項を加える。

2 総務課に人権推進室を置き、人権推進室に人権推進班を置く。

第16条の2中「おいては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第12号から第15号までを削り、同条第16号中「前各号」の右に「及び次項各号」を加え、同号を同条第12号とし、同条に次の1項を加える。

2 人権推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人権に関する総合的施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 人権啓発事業に関すること。
- (3) 県立のじぎく会館に関すること。
- (4) 公益財団法人兵庫県人権啓発協会に関すること。

第16条の3の見出し中「県民生活課」を「県民躍動課」に改め、同条中「県民生活課」を「県民躍動課」に改め、同条第13号中「及び参画と協働」を「、参画と協働及び安全で安心な消費生活の実現」に改め、同号を同条第23号とし、同条第12号中「(生活安全課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同条第22号とし、同条第11号を同条第21号とし、同条第10号中「県立但馬文教府」を「消費生活総合センター、県立但馬文教府」に、「県立生活創造センター及び県立嬉野台生涯教育センター」を「県立嬉野台生涯教育センター及び県立生活創造センター」に改め、同号を同条第20号とし、同号の前に次の9号を加える。

- (11) 県民の安全で安心な消費生活の実現（以下「安全で安心な消費生活の実現」という。）に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (12) 安全で安心な消費生活の実現に関する行政の総合調整に関すること。
- (13) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の施行に関すること。
- (14) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関すること。
- (15) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関すること。
- (16) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。
- (17) 物価問題に関すること。
- (18) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (19) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第16条の3中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 県民ボトムアップ型県政の推進に関すること。

第16条の5の見出し中「生活安全課」を「くらし安全課」に改め、同条中「生活安全課」を「くらし安全課」に改め、同条第1号から第9号までを削り、同条中第10号を第1号とし、第11号から第21号までを9号ずつ繰り上げ、第22号及び第23号を削り、第24号を第13号とし、同条第25号中「、安全で安心な消費生活の実現」を削り、「こと」の右に「(」を加える。

第2章第4節中第16条の6の次に次の1条を加える。

(スポーツ振興課の事務)

第16条の7 スポーツ振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) スポーツ振興の企画及び総合調整に関すること。
- (2) スポーツによる地域の活性化に関すること。
- (3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行に関すること。
- (4) 公益財団法人兵庫県スポーツ協会に関すること（学校給食及び食育に関するものを除く。）。
- (5) スポーツ推進審議会に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ振興に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第17条の2第15号を削り、同条第16号中「及び国民保護協議会」を削り、同号を同条第15号とし、同条第17号を同条第16号とする。

第19条第3号中「(危機管理部総務課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 国民保護協議会に関すること。

第29条の2の表感染症等対策室の款ワクチン対策課の項を削る。

第30条第25号中「、ワクチン対策課」を削る。

第33条第26号中「自然・鳥獣共生課」を「自然鳥獣共生課」に改め、同条中第31号を第32号とし、第28号

から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の1号を加える。

(8) 愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）の施行に関すること。

第34条第5号中「（ワクチン対策課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第34条の2を削る。

第35条第8号中「及びワクチン対策課」を削る。

第38条の表労政福祉課の款中「労使団体班 雇用推進班」を「労使団体班」に改め、同表観光局の款観光振興課の項中「企画調査班」を「観光企画班」に改める。

第47条中「全国豊かな海づくり大会推進室及び」を削り、同条の表課名等の款中「課名等」を「課名」に改め、同表全国豊かな海づくり大会推進室の款を削る。

第48条の2中第19号を第20号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の施行に関すること。

第50条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とし、同条第14号中「自然・鳥獣共生課」を「自然鳥獣共生課」に改め、同号を同条第12号とする。

第52条第3号中「肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の施行」を「肥料」に改め、同条第12号中「自然・鳥獣共生課」を「自然鳥獣共生課」に改める。

第54条第2号中「自然・鳥獣共生課」を「自然鳥獣共生課」に改める。

第56条の2を次のように改める。

第56条の2 削除

第56条の3の表自然・鳥獣共生課の款中「自然・鳥獣共生課」を「自然鳥獣共生課」に改め、同表水大気課の款中「水質班」を「水質班 里海再生班」に改める。

第56条の6（見出しを含む。）中「自然・鳥獣共生課」を「自然鳥獣共生課」に改める。

第63条の2第8号中「ひょうご埠頭株式会社」の右に「及び新西宮ヨットハーバー株式会社」を加える。

第63条の3の表営繕課の款中「建築技術・企画班 耐震・構造班」を「建築企画班 建築環境技術班」に改める。

第65条の2第21号及び第65条の3第1号中「住宅管理課」を「公営住宅管理課」に改める。

第65条の5第13号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第67条第1項の表会計課の款中「総務・システム班 決算・国費班」を「総務企画班 決算国費班」に改め、同表審査・指導課の款を次のように改める。

審査指導課	審査指導班
-------	-------

第68条第14号中「管理課」を「物品管理課」に改める。

第68条の2（見出しを含む。）中「審査・指導課」を「審査指導課」に改める。

第70条第1項中「、万博推進室、感染症等対策室及び全国豊かな海づくり大会推進室」を「及び感染症等対策室」に改める。

第71条の表長期ビジョン審議会の項中「企画部総合企画局計画課」を「企画部計画課」に改め、同表県民生活審議会の項中「県民生活部県民生活課」を「県民生活部県民躍動課」に改め、同表交通安全対策会議の項及び地域安全まちづくり審議会の項中「県民生活部生活安全課」を「県民生活部くらし安全課」に改め、同表男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会	スポーツ基本法によるスポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	県民生活部スポーツ振興課
-----------	--	--------------

第71条の表国民保護協議会の項中「危機管理部総務課」を「危機管理部災害対策課」に改め、同表開発審査会の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第75条第1項の表丹波県民局の款県民交流室の項中「たんば共創課」を「地域共創課」に改める。

第78条第1項第1号中「地域におけるこころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動に関する施策の企画及び調整」を「参画と協働の推進」に改める。

第87条の16第1項の表豊岡土木事務所の項中「竹野道路課」を「竹野道路課 設備課」に改め、同表新温

泉土木事務所の項中「河川砂防課」を「河川砂防第1課 河川砂防第2課」に改める。

第377条の表万博推進室長の項及び全国豊かな海づくり大会推進室長の項を削る。

第378条の表広報アドバイザーの項を次のように改める。

副防災監		防災監の職務を補佐するとともに、防災監に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
------	--	---

第378条の表新県政推進室長の項、新県政推進次長の項及び新県政推進参事の項を削り、同表主幹の項の次に次のように加える。

主任保健指導専門員又は保健指導専門員	総務部総務課	保健指導に関する事務を処理する。
--------------------	--------	------------------

第378条の表主任児童指導専門員又は児童指導専門員の項の次に次のように加える。

主任スポーツ振興専門員又はスポーツ振興専門員	スポーツ振興課	スポーツの振興に関する事務を処理する。
------------------------	---------	---------------------

第378条の表主任農政専門員又は農政専門員の項中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同表会計審査・指導専門員の項中「会計審査・指導専門員」を「会計審査指導専門員」に、「審査・指導課」を「審査指導課」に改める。

第379条中「主任技師又は技師」を「技能主任、技能副主任又は技能主事」に改める。

第384条の表たんば暮らし参事の項中「たんば暮らし参事」を「たんば共創参事」に改め、同表地域再生専門官の項中「地域再生専門官」を「多自然地域づくり専門官」に、「地域再生に」を「持続可能な多自然地域づくりに」に改め、同表主任健康福祉専門員及び健康福祉専門員の項中「及び健康福祉専門員」を「又は健康福祉専門員」に改める。

第385条の見出しを「(技能主任等)」に改め、同条中「主任技師又は技師」を「技能主任、技能副主任又は技能主事」に改める。

第387条第1項の表主任動物愛護専門員又は動物愛護専門員の項の次に次のように加える。

主任女性家庭専門員又は女性家庭専門員	女性家庭センター	要保護女子の福祉に関する事務その他の担当事務を処理する。
--------------------	----------	------------------------------

第388条の見出しを「(技能主任等)」に改め、同条中「主任技師又は技師」を「技能主任、技能副主任又は技能主事」に改める。

附則第2条第1項の表ワクチン対策課の項を削り、同表万博推進室の項中「万博推進室」を「万博推進局」に改め、同表全国豊かな海づくり大会推進室の項及び全国豊かな海づくり大会企画課の項を削り、同条第2項の表新県政推進室長の項、新県政推進次長の項及び新県政推進参事の項を削り、同表神戸魅力づくり参事の項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則(昭和43年兵庫県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「及び工事検査専門員」を「、工事検査専門員及び企業誘致専門員」に改める。

第2条第3号中「検査・放射線室長」を「Q I 推進室長、検査室長、放射線室長」に改め、「検査技師長」の右に「、療法士長」を加える。

(地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正)

第3条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則(昭和44年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、工事検査専門員」の右に「、企業誘致専門員」を加え、同条第3号中「課長」の右に「、水道事務専門員」を加える。

第2条第3号中「検査・放射線室長」を「Q I 推進室長、検査室長、放射線室長」に改め、「検査技師長」

の右に「、療法士長」を、「医長（別に定めるものに限る。）」の右に「、副放射線技師長、副検査技師長、副療法士長」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中行政組織規則第65条の5第13号及び第71条の表開発審査会の項の改正規定は、同年5月26日から施行する。

（財務規則の一部改正）

- 2 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部中「決算・国費班長」を「決算国費班長」に、「出納局審査・指導課」を「出納局審査指導課」に、「審査・指導班長」を「審査指導班長」に、「会計審査・指導専門員」を「会計審査指導専門員」に、「総務・システム班長」を「総務企画班長」に改める。

（公有財産規則の一部改正）

- 3 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、万博推進室長、感染症等対策室長及び全国豊かな海づくり大会推進室長」を「及び感染症等対策室長」に改める。

（公文書管理規則の一部改正）

- 4 公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「、万博推進室、感染症等対策室及び全国豊かな海づくり大会推進室」を「及び感染症等対策室」に改める。

訓 令

兵庫県訓令第1号

本 庁  
地 方 機 関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

（決裁規程の一部改正）

- 第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、万博推進室長、感染症等対策室長及び全国豊かな海づくり大会推進室長」を「及び感染症等対策室長」に改め、「新県政推進室長及び」を削り、同条第3号及び第4号中「技監」の右に「、副防災監」を加える。

第5条の2に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する事項を除き、防災監が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 副防災監の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (2) 副防災監の週休日を振り替え、又は休日の代休日を指定すること。
- (3) 法令による証人、鑑定人等となった副防災監の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。
- (4) 副防災監の職務に専念する義務を免除すること。
- (5) 副防災監に旅行を命令し、その復命を受理すること。

第6条第2項第14号中「、万博推進室、感染症等対策室及び全国豊かな海づくり大会推進室」を「及び感染症等対策室」に改める。

第9条第2項第21号中「個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）」に改め、同号ア中「個人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿」に、「閲覧に供する」を「公表する」に改め、同条第3項第9号中「地方公務員法第28条の5第1項」を「地公法第22条の4第1項」に改める。

第12条の2中「危機管理部長が、その担任する事務に関し、」を「副防災監が」に改める。

第16条第1項中「技監」の右に「、副防災監」を加える。

第17条第1項中「危機管理部長が、その担任する事務に関し、」を「副防災監が」に改め、同条第3項中「次長又は」を削る。

別表第1総務部の部市町振興課の項部長専決事項の欄中46を50とし、34から45までを38から49までとし、33の次に次のように加える。

- 34 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条第1項の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針を定めること。
- 35 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、過疎地域持続的発展都道府県計画を定めること。
- 36 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第6項の規定に基づき、総合整備計画について当該市町に協力して講じようとする措置の計画を定めること。
- 37 離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、離島振興計画を定めること。

別表第1総務部の部人事課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

- 6 基本的な行政組織の改善案を作成すること。

別表第1企画部の部課名の項の次に次のように加える。

総合政策課	1 水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第3条第1項の規定に基づき、水資源開発水系の指定について国土交通大臣に意見を述べること。 2 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第3項の規定に基づき、工業用井戸水の採取を規制する地域の指定について経済産業大臣及び環境大臣に意見を述べること。 3 発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)第4条第1項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公共用施設整備計画の作成又は変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。	水資源開発促進法第4条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、水資源開発基本計画の決定又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。	
-------	--	---	--

別表第1企画部の部計画課の項知事決裁事項の欄4から6までを削り、同欄7を同欄4とし、同項部長専決事項の欄9を削り、同部地域振興課の項部長専決事項の欄5から8までを次のように改める。

- 5 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号。以下「特定地域づくり推進法」という。)第3条第1項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合の認定をすること。
- 6 特定地域づくり推進法第5条第1項又は第9条第2項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合の変更の認定をし、又は認定を取り消すこと。
- 7 特定地域づくり推進法第13条第1項又は第2項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合に対し、適合命令又は改善命令をすること。
- 8 特定地域づくり推進法第14条第1項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合に対し、事業停止命令をすること。

別表第1企画部の部地域振興課の項局長専決事項の欄1から4までを削り、同部万博推進課の項課名の欄



中「万博推進課」を「SDGs推進課」に改め、同表財務部の部県政改革課の項部長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同表県民生活部の部県民生活課の項課名の欄中「県民生活課」を「県民躍動課」に改め、同項知事決裁事項の欄に次のように加える。

4 県民の安全で安心な消費生活の実現（以下「安全で安心な消費生活の実現」という。）に関する総合的な施策を決定すること。

別表第1 県民生活部の部県民躍動課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

7 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）第53条の5の規定に基づき、組合に共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。

8 生協法第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。

9 生協法第62条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。

10 生協法第63条第3項において準用する生協法第58条の規定に基づき、解散組合の継続を認可すること。

11 生協法第69条第1項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。

12 生協法第94条の2第1項の規定に基づき、組合に定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。

13 生協法第94条の2第2項の規定に基づき、組合に改善計画の変更を命じ、又は組合の業務の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他必要なことを命ずること。

14 生協法第94条の2第4項の規定に基づき、共済事業規約の認可を取り消すこと。

15 生協法第94条の2第5項の規定に基づき、組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員の解任を命じ、又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の認可を取り消すこと。

16 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合に役員の解任を命じ、又は組合の事業の停止を命ずること。

17 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。

18 生協法第96条第1項の規定に基づき、組合の総会の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。

19 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第84条第2項の規定に基づき、組織変更を認可すること。

20 安全で安心な消費生活の実現に関する計画を決定すること。

21 物価問題の企画及び調整をすること。

22 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第9条第1項の規定に基づき、商品又は役務の基準を定めること。

23 消費生活条例第11条第1項の規定に基づき、不当取引行為を指定すること。

24 消費生活条例第21条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。

25 消費生活条例第22条第2項の規定に基づき、貸付金の返還を免除すること。

26 消費生活条例第29条第4号の規定に基づき、調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。

別表第1 県民生活部の部生活安全課の項課名の欄中「生活安全課」を「くらし安全課」に改め、同項知事決裁事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同項部長専決事項の欄中1から20までを削り、21を1とし、22から31までを2から11までとし、同表福祉部の部高齢政策課の項部長専決事項の欄中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を削り、8を6とし、9から12までを7から10までとし、同欄13中「14及び15において」を「以下」に改め、同欄13を同欄11とし、同欄14から21までを同欄12から19までとし、同部障害福祉課の項部長専決事項の欄中6を削り、5を6とし、4を削り、同欄3中「第54条第2項又は」を削り、「自立支援医療を担当させる医療機関を指定し、又はその」を「指定自立支援医療機関の」に、「若しくは」を「又は」に改め、同欄3を同欄5とし、同欄2の次に次のように加える。

3 障害者総合支援法第66条第3項の規定に基づき、市町の自立支援医療費の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めること。

4 障害者総合支援法第67条第3項の規定に基づき、勧告を受けた指定自立支援医療機関の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1 福祉部の部障害福祉課の項部長専決事項の欄15を削り、同欄16中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の右に「（昭和25年法律第123号）」を加え、同欄中16を15とし、17を削り、18を16とし、19から24までを17から22までとし、同表保健医療部の部生活衛生課の項部長専決事項の欄中43を44とし、42を43とし、41の次に次のように加える。

42 愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号）第7条の規定に基づき、指定

養成所の指定を取り消すこと。

別表第1保健医療部の部感染症対策課の項局長専決事項の欄中37を41とし、26から36までを30から40までとし、30の前に次のように加える。

27 感染症予防法第51条の2第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、知事及び他の都道府県知事又は医療機関その他の関係者について、同条第1項の規定による総合調整を行うよう要請すること。

28 感染症予防法第63条の3第1項又は第2項の規定に基づき、関係機関等が実施する感染症の発生を予防し、又はそのまん延を予防するために必要な措置に関する総合調整を行うこと。

29 感染症予防法第63条の4の規定に基づき、保健所を設置する市の長に対し、入院の勧告又は入院の措置に関し必要な指示をすること。

別表第1保健医療部の部感染症対策課の項局長専決事項の欄中25を26とし、24を25とし、23を24とし、22を削り、21を23とし、11から20までを13から22までとし、同欄10中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改め、同欄10を同欄12とし、同欄9中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同欄9を同欄11とし、同欄8の次に次のように加える。

9 感染症予防法第44条の5第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、知事及び他の都道府県知事又は医療機関その他の関係者について、同条第1項の規定による総合調整を行うよう要請すること。

10 感染症予防法第44条の5第3項の規定に基づき、同条第1項の規定による総合調整に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ること。

別表第1農林水産部の部総合農政課の項部長専決事項の欄24中「(農地又は採草放牧地の転用を伴うものに限る。)」を削り、同欄26中「地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の36第4項」を「地域再生法第17条の57第4項」に改め、同欄26を同欄27とし、同欄25の次に次のように加える。

26 地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の17第5項の規定に基づき、地域再生土地利用計画について、同意をすること。

別表第1農林水産部の部総合農政課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

28 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画の作成又は変更について、農林水産大臣に協議し、その同意を求めること。

別表第1農林水産部の部農業改良課の項部長専決事項の欄8及び9を削り、同欄10を同欄8とし、同表環境部の部自然・鳥獣共生課の項課名の欄中「自然・鳥獣共生課」を「自然鳥獣共生課」に改め、同表まちづくり部の部建築指導課の項部長専決事項の欄25中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第3条第1項」を「第10条第1項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改め、同欄中36を37とし、28から35までを29から36までとし、同欄27中「宅地造成等規制法第20条第2項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第2項」に改め、同欄27を同欄28とし、同欄26中「宅地造成等規制法第20条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第1項」に改め、同欄26を同欄27とし、同欄25の次に次のように加える。

26 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の規定に基づき、特定盛土等規制区域を指定すること。

別表第2危機管理部の部総務課の項知事決裁事項の欄1及び2を削り、同項防災監専決事項の欄8を次のように改める。

8 地公法第38条第1項の規定に基づき、副防災監の営利企業への従事等を許可すること。

別表第2危機管理部の部総務課の項防災監専決事項の欄9から11までを削り、同部災害対策課の項知事決裁事項の欄2中「国民保護法」を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)」に、「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄3及び4中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄中7を9とし、6を8とし、5を7とし、4の次に次のように加える。

5 国民保護法第34条第1項又は第8項の規定に基づき、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更すること。

6 国民保護法第34条第5項又は第8項の規定に基づき、国民の保護に関する計画の作成又は変更について内閣総理大臣に協議すること。

別表第2危機管理部の部災害対策課の項防災監専決事項の欄中40を44とし、34から39までを38から43までとし、38の前に次のように加える。

36 国民保護法第151条第1項(国民保護法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定行

政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に職員の派遣を要請すること。

37 国民保護法第152条第1項又は第2項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関、特定指定公共機関又は他の普通地方公共団体の職員の派遣について総務大臣にあつせんを求めること。

別表第2 危機管理部の部災害対策課の項防災監専決事項の欄33中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄33を同欄35とし、同欄32中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄32を同欄34とし、同欄31中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄31を同欄33とし、同欄30中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄30を同欄32とし、同欄29中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄29を同欄31とし、同欄28中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄28を同欄30とし、同欄27中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄27を同欄29とし、同欄26中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄26を同欄28とし、同欄25中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄25を同欄27とし、同欄24中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄24を同欄26とし、同欄23中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄23を同欄25とし、同欄22を同欄24とし、同欄21中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄21を同欄23とし、同欄20中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄20を同欄22とし、同欄19中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄19を同欄21とし、同欄18中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄18を同欄20とし、同欄17を同欄19とし、同欄16中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄16を同欄18とし、同欄15を同欄17とし、同欄14中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄14を同欄16とし、同欄13中「第183条」を「国民保護法第183条」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄15の前に次のように加える。

14 国民保護法第12条第1項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施について、他の都道府県の都道府県知事等に応援を求めること。

別表第2 危機管理部の部災害対策課の項防災監専決事項の欄12を同欄13とし、同欄11の次に次のように加える。

12 国民保護法第2条第2項の規定に基づき、指定地方公共機関を指定すること。

別表第2 危機管理部の部災害対策課の項部長専決事項の欄7から17までの規定中「第183条」を「国民保護法第183条」に改める。

（地方機関処務規程の一部改正）

第2条 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第12号中「個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）」に改め、同号ア中「個人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿」に、「閲覧に供する」を「公表する」に改める。

別表第1 総務企画室の部総務企画室の項県民局長専決事項の欄6中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同表健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の5の次に次のように加える。

210の5の2 感染症予防法第14条第8項の規定に基づき、指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、患者等の届出を求めること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の14の2を同欄210の14の3とし、同欄210の14の次に次のように加える。

210の14の2 感染症予防法第19条第5項の規定に基づき、同条第1項又は第3項の規定により入院した患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって適当と認めるものに入院させること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄中210の37の16を210の37の18とし、210の37の11から210の37の15までを210の37の13から210の37の17までとし、210の37の10の次に次のように加える。

210の37の11 感染症予防法第44条の3の2第3項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症に係る検体又は病原体を受理すること。

210の37の12 感染症予防法第50条の3第3項の規定に基づき、新感染症に係る検体又は病原体を受理すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄37中「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を「環境と調和のとれた食料

システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされるみどりの食料システム法による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に改め、「平成11年法律第110号」の右に「。以下「旧持続農業法」という。」を加え、同欄38及び39中「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を「旧持続農業法」に改め、同欄40から47までを次のように改める。

40 みどりの食料システム法第19条第5項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。  
41 みどりの食料システム法第20条第1項から第3項までの規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の変更を認定し、軽微な変更の届出を受理し、又は認定を取り消すこと。  
42 みどりの食料システム法第21条第5項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。

43 みどりの食料システム法第21条第6項（みどりの食料システム法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定又は変更の認定について指定市町の長に協議すること。

44 みどりの食料システム法第21条第13項（みどりの食料システム法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定又は変更の認定について、農業委員会の意見を聴くこと。

45 みどりの食料システム法第21条第17項（みどりの食料システム法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定又は変更の認定について、関係市町長の意見を聴くこと。

46 みどりの食料システム法第21条第18項（みどりの食料システム法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町長に通知すること。

47 みどりの食料システム法第22条第1項から第3項までの規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更を認定し、軽微な変更の届出を受理し、又は認定を取り消すこと。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄47の次に次のように加える

47の2 みどりの食料システム法第33条第1項の規定に基づき、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の認可をすること。

47の3 みどりの食料システム法第33条第2項の規定に基づき、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の認可をした旨を公告し、当該協定の写しを縦覧に供し、及び協定区域内である旨を当該協定区域内に明示すること。

47の4 みどりの食料システム法第39条第6項の規定に基づき、基盤確立事業実施計画について、農業委員会の意見を聴くこと。

47の5 みどりの食料システム法第46条第1項の規定に基づき、認定農林漁業者に対し、報告を求めること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄137を削り、同表土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄48中「第47条の4第1項」を「第47条の14第1項」に改め、同欄49中「第47条の5第1項」を「第47条の15第1項」に改め、同欄177中「第45条の3」を「第45条の2」に改め、同欄177の2中「第45条の4」を「第45条の3」に改め、同欄177の2の次に次のように加える。

177の3 港湾法第51条の3第1項の規定に基づき、港湾環境整備計画に記載された緑地等を認定計画実施者に貸し付けること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄378中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、「昭和36年法律第191号」の右に「。以下「改正前の宅地造成等規制法」という。」を加え、同欄379中「宅地造成等規制法」を「改正前の宅地造成等規制法」に、「同法」を「改正前の宅地造成等規制法」に改め、同欄380から387までの規定中「宅地造成等規制法」を「改正前の宅地造成等規制法」に改め、同欄388及び389中「宅地造成等規制法」を「改正前の宅地造成等規制法」に、「同法」を「改正前の宅地造成等規制法」に改め、同欄390及び391中「宅地造成等規制法」を「改正前の宅地造成等規制法」に改め、同欄392中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行

規則」に改め、同欄394中「宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則」を「宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年兵庫県規則第21号）附則第2項又は第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則第1条の規定による改正前の宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則」に改め、「昭和37年兵庫県規則第40号」の右に「。以下「改正前の宅地造成工事規則」という。」を加え、同欄395及び396中「宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則」を「改正前の宅地造成工事規則」に改め、同欄431の2中「令和4年兵庫県規則第 号」を「令和4年兵庫県規則第32号」に改め、同欄451の2の次に次のように加える。

451の3 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づき、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄452の2中「第55条第3項」を「第55条第4項」に改め、同欄471中「第85条第3項又は第5項」を「第85条第4項又は第6項」に改め、同欄472を次のように改める。

472 建築基準法第85条第5項の規定に基づき、仮設建築物の許可の期間を延長すること（知事の定めるものに限る。）。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄481の2中「第87条の3第3項又は第5項」を「第87条の3第4項又は第6項」に改め、同欄481の3を次のように改める。

481の3 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づき、他の用途の建築物としての使用の許可の期間を延長すること（知事の定めるものに限る。）。

別表第2動物愛護センター所長の項委任事項の欄2の3を同欄2の4とし、同欄2の2の次に次のように加える。

2の3 動物の愛護及び管理に関する法律第39条の9の規定に基づき、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うこと。

別表第2旅券事務所長の項委任事項の欄1中「第4条各号」を「第6条第1項各号」に改め、同欄に次のように加える。

2 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、旅券法（昭和26年法律第267号）に関する手数料について、その全部又は一部を免除すること。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中決裁規程別表第1の改正規定（同表まちづくり部の部に係る部分に限る。）並びに第2条中地方機関処務規程別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄378から392まで及び394から396までの改正規定は、同年5月26日から施行する。



兵庫県訓令第2号

本 庁  
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

（職員服務規程の一部改正）

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、新県政推進室長」を削り、「、万博推進室、感染症等対策室及び全国豊かな海づくり大会推進室」を「及び感染症等対策室」に改め、同条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「新県政推進室長及び」を削り、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「、万博推進室長、感染症等対策室長及び全国豊かな海づくり大会推進室長（第6号において）」を「及び感染症等対策室長（以下）」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 副防災監 防災監

(公印規程の一部改正)

第2条 公印規程(昭和37年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、万博推進室、感染症等対策室及び全国豊かな海づくり大会推進室」を「及び感染症等対策室」に改め、同条第2項中「、万博推進室長、感染症等対策室長及び全国豊かな海づくり大会推進室長」を「及び感染症等対策室長」に改める。

別表新県政推進室長印の款を削る。

(法制審議会規程の一部改正)

第3条 法制審議会規程(昭和38年兵庫県訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

別表総務部職員局人事課長の項中「総務部職員局人事課定員給与班長」を「総務部職員局人事課組織給与班長」に、同表出納局会計課長の項中「出納局会計課総務・システム班長」を「出納局会計課総務企画班長」に改める。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第4条 入札参加者審査会規程(昭和41年兵庫県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2物件部会の項中「出納局審査・指導課長」を「出納局審査指導課長」に改め、同表企業部会の項中

「企業庁企業誘致課分譲企画官  
企業庁地域整備振興課長」

を

「企業庁地域整備振興課長  
企業庁地域整備振興課開発調整官」

に改める。

(出納局決裁規程の一部改正)

第5条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第4条第2項中「、万博推進室、感染症等対策室及び全国豊かな海づくり大会推進室」を「及び感染症等対策室」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「審査・指導班長」を「審査指導班長」に、「会計審査・指導専門員」を「会計審査指導専門員」に改める。

別表第1審査・指導課の項課名の欄中「審査・指導課」を「審査指導課」に改める。

(情報管理規程の一部改正)

第6条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、万博推進室長」及び「、全国豊かな海づくり大会推進室長」を削る。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第7条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表附属機関名の項の次に次のように加える。

長期ビジョン審議会	総務部総務課長 企画部総務課長 企画部計画課長 財務部総務課長 県民生活部総務課長 危機管理部総務課長 福祉部総務課長 保健医療部総務課長 産業労働部総務課長 農林水産部総務課長 環境部総務課長 土木部総務課長 まちづくり部総務課長
-----------	--

本則の表県民生活審議会の項中「企画部総合企画局計画課長」を「企画部計画課長」に、「県民生活部県民

生活課長」を「県民生活部県民躍動課長」に、「県民生活部生活安全課長」を「県民生活部くらし安全課長」に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項、交通安全対策会議の項及び青少年愛護審議会の項中「県民生活部県民生活課長」を「県民生活部県民躍動課長」に、「県民生活部生活安全課長」を「県民生活部くらし安全課長」に改め、同表障害福祉審議会の項中「県民生活部生活安全課長」を「県民生活部くらし安全課長」に改め、同表環境審議会の項中

「企画部総合企画局計画課長  
県民生活部県民生活課長」

を

「企画部総合政策課長  
企画部計画課長  
県民生活部県民躍動課長」

に、「環境部自然・鳥獣共生課長」を「環境部自然鳥獣共生課長」に改め、同表農林水産政策審議会の項中「環境部自然・鳥獣共生課長」を「環境部自然鳥獣共生課長」に改め、同表農林共済保険審査会の項を削り、同表都市計画審議会の項中「環境部自然・鳥獣共生課長」を「環境部自然鳥獣共生課長」に改め、同表景観審議会の項中「企画部総合企画局計画課長」を「企画部計画課長」に、「環境部自然・鳥獣共生課長」を「環境部自然鳥獣共生課長」に改め、同表住宅審議会の項中「企画部総合企画局計画課長」を「企画部計画課長」に、「県民生活部県民生活課長」を「県民生活部県民躍動課長」に改め、同表に次のように追加する。

空家等活用特区審議会	まちづくり部住宅政策課長 まちづくり部建築指導課長
------------	------------------------------

(副知事の担当事務に関する規程の一部改正)

第8条 副知事の担当事務に関する規程(令和3年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項中「選挙管理委員会」を「選挙管理委員会 監査委員」に改め、同表2の項中「企業庁 監査委員」を「企業庁」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関

職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

職員服務規程等の一部を改正する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第4項中「勤務時間条例第4条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公務員法」を「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法」に改める。

(職員被服等貸与規程等の一部改正)

第2条 次に掲げる訓令の規定中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

- (1) 職員被服等貸与規程(昭和37年兵庫県訓令第23号)第1条
- (2) 労働委員会事務局処務規程(昭和38年兵庫県訓令第5号)第2条第1項第10号
- (3) 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)第42条

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第420号の2

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 次に掲げる告示の規定中「兵庫県環境部自然・鳥獣共生課」を「兵庫県環境部自然鳥獣共生課」に改める。

- (1) 昭和60年兵庫県告示第516号（自然環境保全地域等の指定）本則の2
- (2) 平成3年兵庫県告示第198号（自然環境保全地域等の指定）本則の2
- (3) 平成5年兵庫県告示第231号（自然環境保全地域等の指定）本則の2

第2条 平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正する。

本則中

「公益財団法人兵庫県生きがい創造協会」

を

「公益財団法人兵庫県生きがい創造協会

公益財団法人兵庫県スポーツ協会」

に改める。

第3条 平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課に置く官並びに県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く官の部総務部の款秘書広報室の項中

「

秘書課	政策調整官
広報広聴課	広聴官

」

を

「

秘書課	広報調整官
	政策調整官
広報広聴課	メディア推進官
	広聴官

」

に改め、同部企画部の款中

「

総合企画局	総合政策課	SDG s 推進官
	計画課	水素・エネルギー専門官
地域振興課		歴史資源活用専門官

」

を

「

総合政策課		政策推進官
		水素・エネルギー企画官
SDG s 推進課		プロジェクト推進専門官
万博推進局	万博推進課	プロモーション専門官
		フィールドパビリオン推進官

」



に、

「

デジタル改革課	システム企画官
	デジタル業務専門官

」

を

「

デジタル改革課	システム企画官
	デジタル業務専門官
	デジタル推進専門官
	情報セキュリティ専門官

」

に改め、同部財務部の款中

「

財政課	資金管理官
税務課	個人住民税特別対策官
	県税電子化特別対策官
	不正軽油特別対策官

」

を

「

財政課	資金管理官
	財政企画官
税務課	個人住民税特別対策官
	不正軽油特別対策官

」

に改め、同部県民生活部の款中

「

総務課	人権推進官
生活安全課	交通安全官

」

を

「

県民躍動課	消費政策官
くらし安全課	交通安全官
スポーツ振興課	スポーツ推進調整官
	マラソン担当官

」

に改め、同部危機管理部の款災害対策課の項中「訓練・調整官」を「訓練調整官」に改め、同部保健医療部の款中

「

医務課	監察医務官
-----	-------

」

を

「

総務課	保健医療企画官
医務課	監察医務官

」

に改め、同部産業労働部の款中

「

労政福祉課	就労対策官
-------	-------

」

を

「

労政福祉課		就労対策官
国際局	国際課	国際交流官
観光局	観光振興課	観光交流官

」

に改め、同部環境部の款自然・鳥獣共生課の項中「自然・鳥獣共生課」を「自然鳥獣共生課」に改め、同款中

「

水大気課	環境影響評価官
------	---------

」

を

「

水大気課	豊かな海再生推進官
	環境影響評価官

」

に改め、同表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部丹波県民局の款県民交流室の項中「たんば暮らし参事」を「たんば共創参事」に改める。

第4条 令和2年兵庫県告示第425号の7（公文書等の管理に関する条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正する。

本則中

「公益財団法人兵庫県人権啓発協会」

を

「公益財団法人兵庫県人権啓発協会

公益財団法人兵庫県スポーツ協会」

に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。